第 13　消防機関へ通報する火災報知設備

1　設置方法等

⑴　火災通報装置（規則第 25 条第２項第１号の規定によるもの。以下同じ。）は、防災センター等の常時人がいる場所（以下「防災センター等」という。）の、操作上支障のない位置に設置すること。

⑵　防災センター等が複数ある場合は、原則として主たる防災センター等に火災通報装置を設け、それ以外の防災センター等には遠隔起動装置を設けること。◆

⑶　一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象物の部分が２以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象物の部分に火災通報装置を設置すること。

なお、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等にそれぞれの火災通報装置に接続される遠隔起動装置を設置すること。◆

⑷　起動装置の押しボタンは、床面からの高さが 0.8 メートル以上で、かつ、1.5 メートル以下の位置に設けること。◆

⑸　起動装置は、壁又は防災卓等に固定すること。◆

⑹　遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置を設けた場所との間で相互に通話ができる装置を備えること。◆

⑺　火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第 12 条第１項第５号の規定によること。◆

⑻　火災通報装置の電源は、分電盤から専用回路とするとともに、分電盤内の配線用遮断器の見やすい位置に「火災通報装置専用」である旨の表示をすること。◆

⑼　規則第 25 条第３項第４号イに規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、コンセントを日本産業規格Ｃ8303 の「抜け止め接地形２極コンセント」又は「抜け止め２極コンセント」のうち定格が 15Ａ125Ｖのものに適合するものとすること。ただし、他の方法により容易に緩まない措置がされている場合にあっては、この限りでない。◆

⑽　火災通報装置は、原則、自動火災報知設備と連動して起動しないこと。

ただし、次のア及びイに掲げる防火対象物に設置する火災通報装置にあっては、この限りでない。

ア　連動義務対象物

令別表第１⑹項イ⑴及び⑵並びにロ、⒃項イ、（16 の２）項及び（16 の３）項に掲げる防火対象物（同表⒃項イ、（16 の２）項及び（16 の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表⑹項イ⑴若しくは⑵又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

イ　連動推進対象物

令別表第１⑸項イ及び⑹項イ⑶並びにハ（利用者を入居させ、又は宿泊させ

るものに限る。)、⒃項イ、(16 の２）項及び（16 の３）項に掲げる防火対象物（同表⒃項イ、(16 の２）項及び（16 の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表⑸項イ又は⑹項イ⑶若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）その他消防長が必要と認める防火対象物 ◆

⑾　火災通報装置は、認定品又は「火災通報装置の基準」（平成８年消防庁告示第１号。以下「告示１号」という。）に適合するものとすること。

２　火災通報装置を接続することができる電気通信回路

⑴　アナログ回線又はデジタル回線

火災通報装置を接続することができる電気通信回路設備は、電気通信回線設備のうち、次に定めるアナログ回線又はデジタル回線とするとともに、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下同じ。）に定める指定電気通信設備に該当する交換機等で他の回線と代表群を形成しないものであること。ただし、告示１号第２・１の２に定める特定火災通報装置については、アナログ回線とすること。◆

注）代表群とは一般に「代表取扱い」といわれる機能であり、代表群はアナログ回線又はデジタル回線を混在して形成することができる。したがって、消防機関からの呼び返しを確実に火災通報装置の送受話器等に伝達させる必要があるため、火災通報装置の接続されている回線は代表群を形成させないことが必要である。

ア　アナログ回線

電気通信回線設備と端末設備を接続する分界点（主配線盤（以下「ＭＤＦ」という。）又は保安器）においてアナログ信号を入出力するもので、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供する回線（以下「電話回線」という。）（図１参照）◆

イ　デジタル回線

サービス総合デジタル網（以下「ＩＳＤＮ」という。）における 64 キロビット毎秒のＢチャネル（情報チャネル）と 16 キロビット毎秒のＤチャネル（信号チャネル）を組み合わせた基本インタフェース（２Ｂ＋Ｄ）のデジタル回線（以下「ＩＳＤＮ64 回線」という。）（なお、Ｄチャネルは他のインタフェースと共用しないものである。）◆

⑵　ＩＰ回線

ＩＰ回線を利用する電話回線（以下「ＩＰ電話回線」という。）は発信可能な電話番号に制限があることから、火災通報装置を接続することができるＩＰ電話回線は 119 番への緊急通報用電話番号に発信でき、かつ消防機関側の呼返し信号に確実に応答できるＩＰ電話回線に限り接続できるものとする。◆

３　電気通信回線と火災通報装置の接続方法等

火災通報装置と電気通信回線等の接続については、電気通信事業法によるほか次によること。

⑴　電話回線に接続可能な火災通報装置（以下「火災通報装置（アナログ用)」と

いう。）と電話回線の接続は、次によるものとする。

ア　屋内配線と火災通報装置の接続

(ｱ)　端末設備に構内交換機（ＰＢＸ）又はボタン電話（以下「ＰＢＸ等」という。）がある場合は、火災通報装置（アナログ用）を分界点とＰＢＸ等の間に接続し、ＰＢＸ等の内線には接続しないこと。（図１参照）◆

(ｲ)　ＰＢＸ等がない場合は、火災通報装置（アナログ用）を屋内配線に直接接続すること。（図２参照）◆

イ　火災通報装置（アナログ用）と分界点までの間の屋内配線には、電話回線とデジタル加入者回線（以下「ＤＳＬ」という。）を重畳・分離する装置（以下「スプリッタ」という。）以外設置しないこと。（図３参照）◆

ウ　スプリッタを設置する場合は、ＭＤＦ又は副配線盤（以下「ＩＤＦ」という。）に設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じること。（図３参照）◆

エ　火災通報装置（アナログ用）が他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、他の端末設備を接続して差し支えないものとする。◆

図１ａ　ＰＢＸ等（アナログ用のＰＢＸ）がある場合

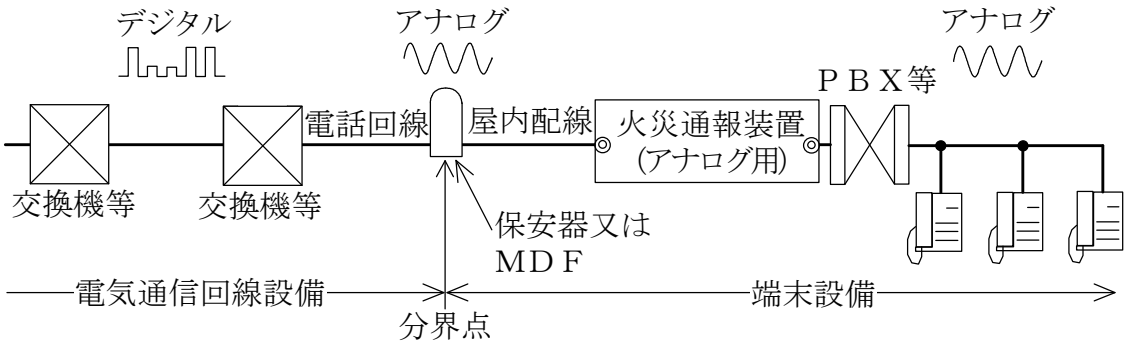

図１ｂ　ＰＢＸ等（デジタル用のＰＢＸ）がある場合

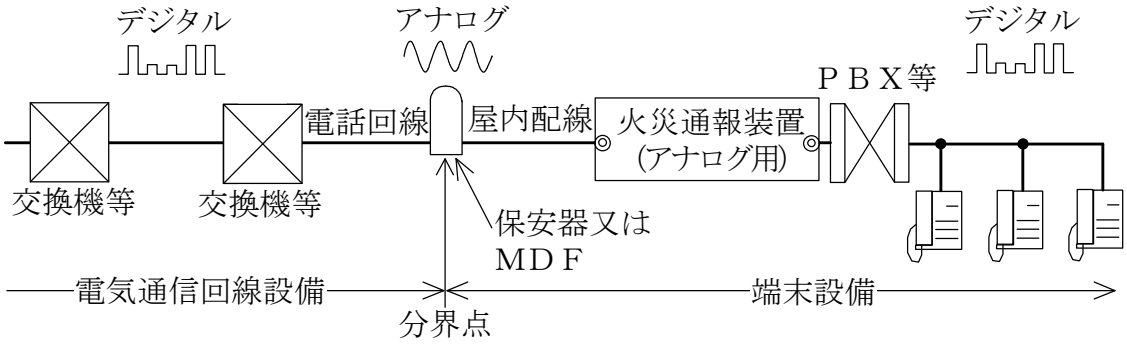

図２　ＰＢＸ等がない場合

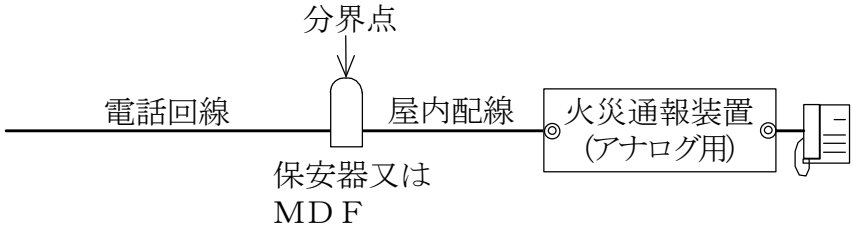

図３　スプリッタがある場合

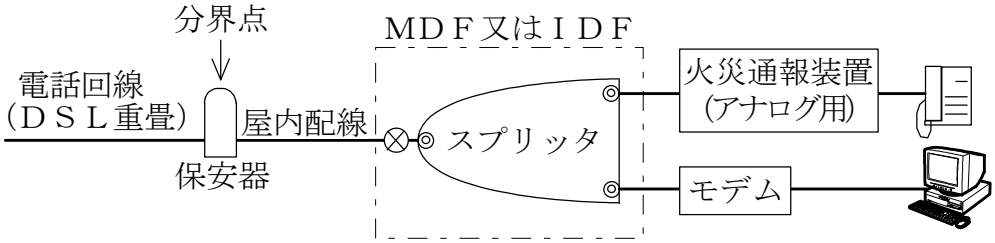

注）保安器はＭＤＦに設置される場合がある。

⑵　ＩＳＤＮ基準通信機器の機能を有する火災通報装置（以下「火災通報装置（ＩＳＤＮ用)」という。）とＩＳＤＮ64 回線の接続等は、次によること。

ア　ＩＳＤＮ64 回線には、火災通報装置（ＩＳＤＮ用）以外の端末機器を接続しないこと。ただし、火災通報装置（ＩＳＤＮ用）に他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、火災通報装置（ＩＳＤＮ用）本体に 64 キロビット毎秒の端末機器１台に限り接続することができる。(図４参照）◆

イ　ＩＳＤＮ64 回線の終端（以下「Ｕ点」という。）に接続する網終端装置（以下「ＤＳＵ」という。）は、ＭＤＦ又はＩＤＦに設け、地震等による転倒を防止する措置を講じる。ただし、火災通報装置（ＩＳＤＮ用）と一体となっているＤＳＵにあってはこの限りでない。(図４参照）◆

ウ　常用電源が停電した場合、ＤＳＵは火災通報装置（ＩＳＤＮ用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。◆

図４　火災通報装置（ＩＳＤＮ用）とＩＳＤＮ64 回線の接続例

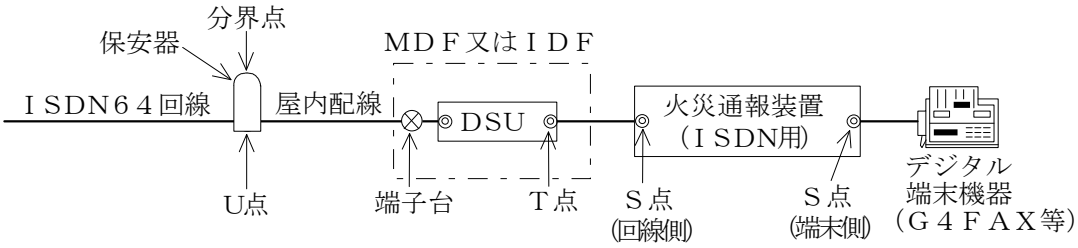

Ｕ点：　伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

Ｔ点：　回線接続装置（ＤＳＵ）と宅内設備の規定点（ＰＢＸやＬＡＮなどの宅内制御装置

の接続点をいう。なお、宅内制御装置を設置しない場合、Ｔ点はＳ点と同じインタフェース条件が適用されているためＩＳＤＮ標準通信機器を直接接続することが可能）

Ｓ点：　宅内制御装置とＩＳＤＮ基準通信機器との接続点（火災通報装置（ＩＳＤＮ用）に端末機器を接続することができるＳ点がある場合は、64kbps のデジタル端末機器を接続することができる。）

注）保安器はＭＤＦに設置される場合がある。

⑶　火災通報装置（アナログ用）をＩＳＤＮ64 回線に設置する場合は、令第 32 条を適用して次により設置することとして差し支えないものとする。

なお、接続例は図５によること。◆

ア　火災通報装置（アナログ用）を接続するターミナルアダプター（ＩＳＤＮ64 回線に対応する機能を持たない端末機器をＩＳＤＮ64 回線に接続して使用するための信号変換装置で、ＤＳＵと組み合わせて使用するもの。以下「ＴＡ」という。）は、次の機能を有すること。

(ｱ)　火災通報装置（アナログ用）の音声信号を正確にＩＳＤＮ64 回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼び返し等の音声信号を適正に火災通報装置（アナログ用）に伝達できる機能を有すること。◆

(ｲ)　火災通報装置（アナログ用）が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている他の端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してＩＳＤＮ64 回線に接続し、速やかに消防機関に通報できるものであること。◆

イ　火災通報装置（アナログ用）は、ＴＡの指定されたＲ点（アナログ端子）に接続すること。◆

ウ　ＴＡのシリアル端子及びＵＳＢ端子等のデジタル端子には、機器を接続しない。また、Ｓ端子にはＤＳＵ以外接続しないこと。◆

エ　火災通報装置（アナログ用）に接続するＴＡは、火災通報装置（アナログ用）で接続適合機種とされたもの以外とは接続しないこと。◆

オ　ＤＳＵ及びＴＡは、常用電源が停電した場合、火災通報装置（アナログ用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。◆

カ　ＤＳＵ及びＴＡは、ＭＤＦ又はＩＤＦに設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じること。◆

キ　ＩＳＤＮ64 回線には、火災通報装置（アナログ用）を接続するＴＡ以外他のデジタル端末機器（デジタル電話機、Ｇ４ＦＡＸ及びＴＡ等）を接続しないこと。◆

図５ａ　火災通報装置（アナログ用）をＩＳＤＮ64 回線に接続する場合

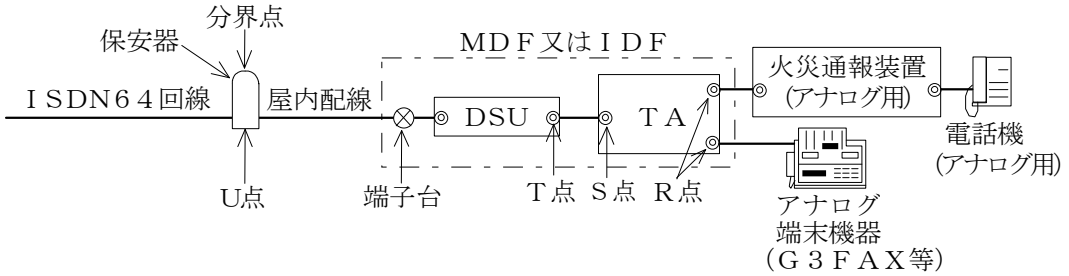

Ｕ点：伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

Ｔ点：回線接続装置（ＤＳＵ）と宅内設備の規定点（ＰＢＸやＬＡＮなどの宅内制御装置の接続点であるが、Ｔ点はＳ点と同じインタフェース条件が適用されているため宅内制御装置を設置しない場合、ＩＳＤＮ基準通信機器を直接接続することが可能）

Ｓ点：宅内制御装置とＩＳＤＮ基準通信機器との接続点

Ｒ点：既存のアナログ電話機やアナログ通信機器をＴＡを介して接続するための接続点

注）保安器はＭＤＦに設置される場合がある。

図５ｂ　ＴＡにＤＳＵが内蔵されている場合の各接続端子の接続例

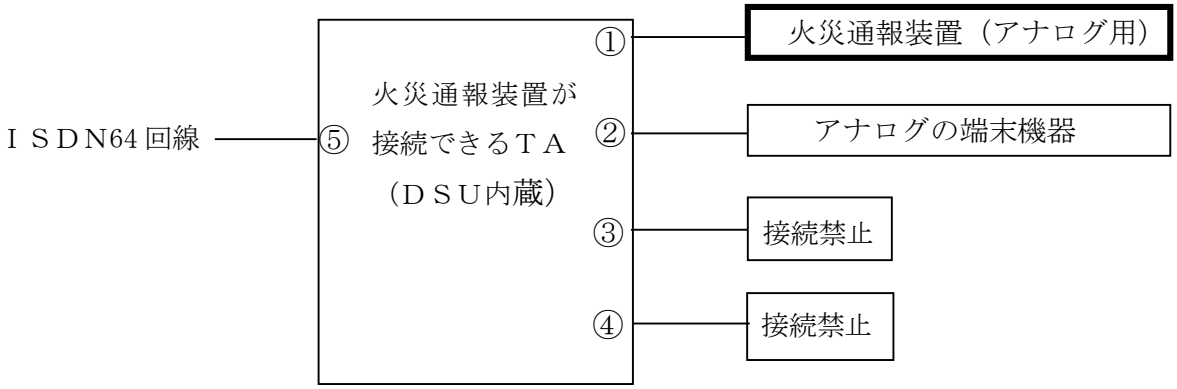

①優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイアル式電話、Ｇ３ＦＡＸノーリンギング網制御装置等）を接続することができる。

③シリアル端子及びＵＳＢ端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

④Ｓ端子（Ｓ/Ｔ端子と表示される場合がある。）：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

⑤Ｕ端子：ＩＳＤN64 回線を接続すること。

注）ＴＡはＤＳＵと同一場所に設置すること。

図５ｃ　ＴＡにＤＳＵが内蔵されていない場合又はＴＡに組み込まれたＤＳＵを使用せず、別に設置したＤＳＵを使用する場合の各接続端子の接続例

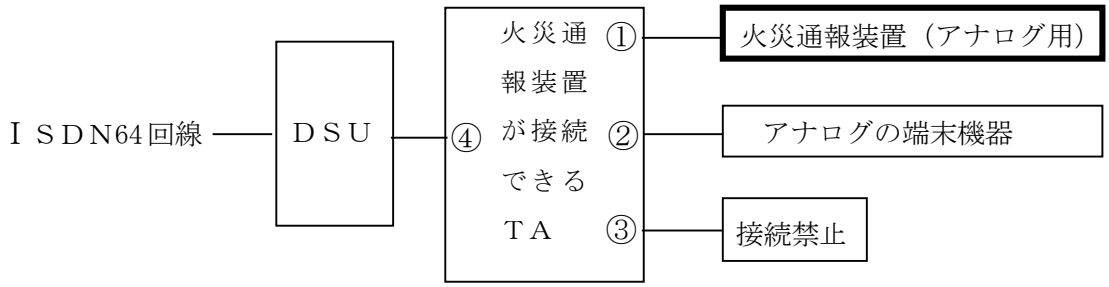

①優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイアル式電話、Ｇ３ＦＡＸノーリンギング網制御装置等）を接続することができる。

③シリアル端子及びＵＳＢ端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

④Ｓ端子（Ｓ/Ｔ端子と表示される場合がある。）：ＤＳＵのＴ点に接続すること。（入出力用として複数の接続端子がある場合にあっても、ＤＳＵ以外の端末機器を接続しないこと。）

注）ＴＡはＤＳＵと同一場所に設置すること。

⑷　火災通報装置（アナログ用）をＩＰ電話回線に設置する場合は、次によること。

ア　ＩＰ電話回線に設置する火災通報装置（アナログ用）は告示１号第３・８⑶に定める、自動的に 10 秒間電話回線の開放できるものに限り接続できるものとする。◆

イ　回線終端装置等（モデム、ＶｏＩＰ網制御装置等で火災通報装置（アナログ用）をＩＰ電話回線に接続する装置。以下同じ。）には、機能を停止することなく予備電源に切替わることができる、次に定める無停電電源装置等（以下「ＵＰＳ」という。）を設置すること。

(ｱ)　電圧がＡＣ100Ｖの正弦波が出力できるものとすること。なお、疑似正弦波及び矩形波を出力するＵＰＳは設置しないこと。◆

(ｲ)　回線終端装置等に 70 分以上電源供給することができる蓄電池容量のものとする。◆

(ｳ)　蓄電池に密閉型鉛蓄電池を使用したものとすること。◆

ウ　ＵＰＳを一般電源のコンセントに接続する場合（共用部に設けられるＵＰＳを除く。）は、次によること。

(ｱ)　ＵＰＳの電源コードは、壁体等に固定されたコンセントに直接接続（タップ又は延長コード（以下「延長コード等」という。）を介して接続しないこと。）すること。◆

(ｲ)　ＵＰＳを接続するコンセントは１⑼により容易に緩まない措置をするほ

か、ＵＰＳの電源コードと抜け止め２極コンセントの間に「３Ｐ→２Ｐ変換アダプター」を使用する場合、ＵＰＳの電源コードと当該変換プラグを絶縁ビニルテープ等で固定し、容易に緩まない措置をすること。◆

(ｳ)　コンセントには「火災通報用ＵＰＳ専用コンセント」の表示を行うこと。◆

(ｴ)　ＵＰＳの電源コードがコンセントから外れた場合は、警報音が鳴動するか、表示灯により電源が供給されていない旨の表示を行うこと。◆

(ｵ)　ＵＰＳを接続するコンセントは、分電盤との間にスイッチ又は開閉器等の電源を遮断する機器を設けないこと。◆

(ｶ)　回線終端装置等の電源コードは、ＵＰＳコンセントに直接接続（延長コード等を介して接続しないこと。）すること。◆

エ　回線終端装置等のＬＡＮポートは次によること。

(ｱ)　ＤＨＣＰサーバー機能を持った機器は、通信が正常にできなくなるため接続しないこと。◆

(ｲ)　ＨＵＢを接続する場合は、ＨＵＢ以降についてもＤＨＣＰサーバー機能を持った機器を接続しないこと。また、ＨＵＢに変えてルーターを接続する場合はブリッジモードで接続し、ルーターのＤＨＣＰサーバー機能を停止すること。◆

オ　接続例は図６によること。◆

図６ａ　アクセス回線が有線の場合

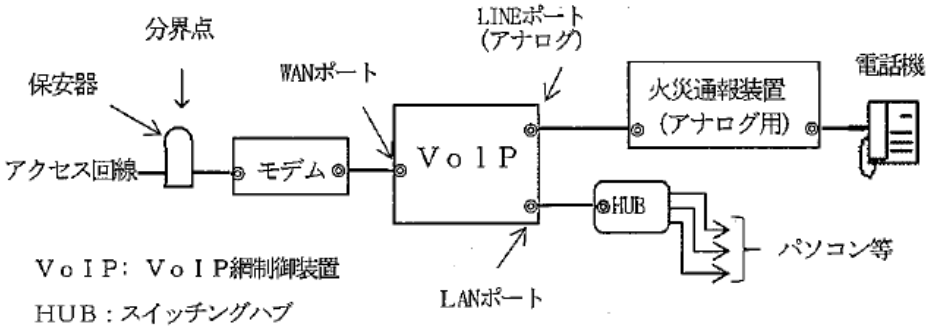

図６ｂ　アクセス回線が無線の場合

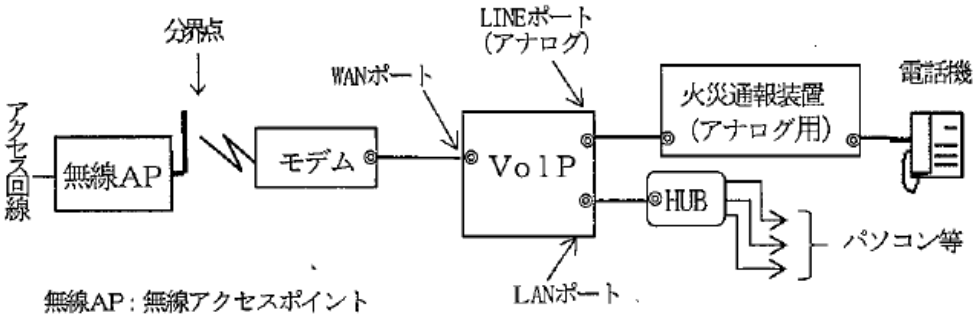

4　試験装置の接続

⑴　火災通報装置（アナログ用）には、試験又は点検を行う場合に電話回線を捕捉しない状態で行うための装置（「火災通報装置用試験装置の基準」（平成８年８月19 日付け消防予第 164 号）（別添１参照）に適合するもの。以下「試験装置」という。）を、次により接続することができるようにすること。

ただし、火災通報装置の本体に「端末設備等規則第３条第２項の規定に基づく分界点における接続の方式を定める件」（昭和 60 年郵政省告示第 399 号）に定める通信コネクタ（以下「６ピンコネクタ」という。）のジャックユニットを有するものは、この限りでない。◆

ア　屋内配線を６ピンコネクタ以外の方式で接続する場合は、試験装置を接続する装置に６ピンコネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合に火災通報装置（アナログ用）の信号が外部に送出されないよう切替スイッチを設ける等の措置を講じること。また、試験装置を接続する装置は、点検等に支障がなく容易に手の触れない場所（ＭＤＦ又はＩＤＦ等）に設置すること。（図７参照）◆

図７　火災通報装置（アナログ用）と試験装置を接続する装置の設置方法

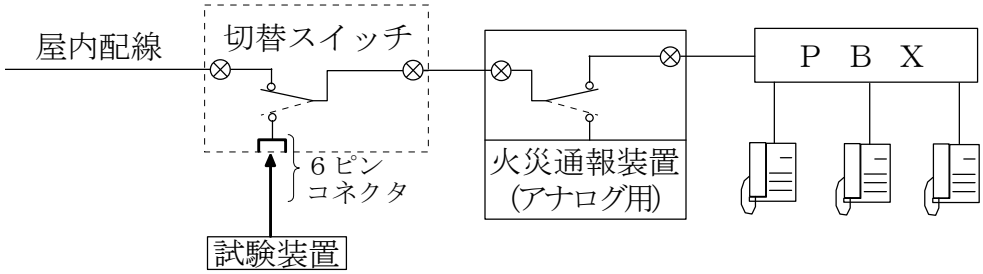

（注）６ピンコネクタの内「 ↑ 」印は６ピンコネクタプラグを、「 ⊓ 」印は６ピンジャックを示す。
「 ⊗ 」印は６ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

イ　屋内配線を６ピンコネクタで接続する場合の接続部は、火災通報装置の直近で、接続・切り離しが可能な場所とすること。（図８参照）◆

図８　火災通報装置（アナログ用）と屋内配線を６ピンコネクタで接続する場合

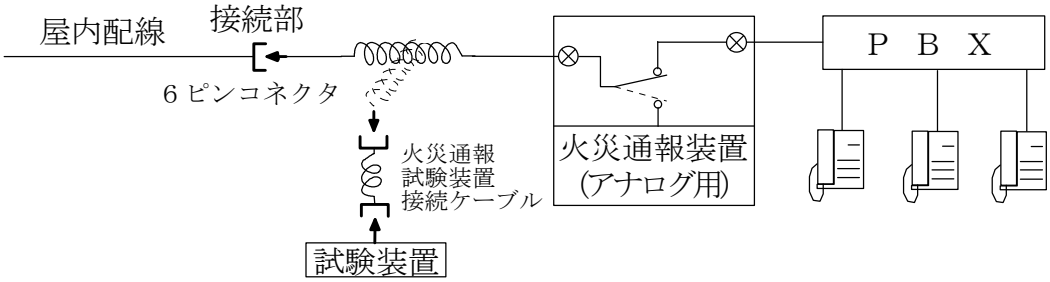

（注）６ピンコネクタの内「 ↑ 」印は６ピンコネクタプラグを、「 ⊓ 」印は６ピンジャックを示す。
「 ⊗ 」印は６ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

⑵　火災通報装置（デジタル用）には、⑴に準じて試験装置が接続できるようにすること。ただし、前⑴中「火災通報装置（アナログ用）」は「火災通報装置（ＩＳＤＮ用）」、「６ピンコネクタ」は「８ピンコネクタ（ＩＳＯ8877 に規定されるもの）」と読み替えるものとする。◆

5　表示

スプリッタ、ＤＳＵ及びＴＡ並びにこれらの機器に接続されている通信用の配線等には、見やすい位置に次の例による表示をすること。（図９参照）◆

⑴　スプリッタ、ＤＳＵ及びＴＡ

注　　意

・本装置には火災の時、消防機関へ通報する火災通報装置が接続されています。
・本装置の配線変更、取替え等を行う場合は、消防本部へ届出をしてください。

⑵　火災通報装置と分界点の間の屋内配線及び機器配線の接続部（火災通報装置本体及び分界点の接続部を除く。）

ａ　回線側

火災通報用回線
（重要）

ｂ　火災通報装置側

火災通報装置
（配線変更禁止）

⑶　前記３⑶ウで接続を禁止したＴＡの各端子

（注意）
端末機器接続禁止

図９ａ　電話回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合

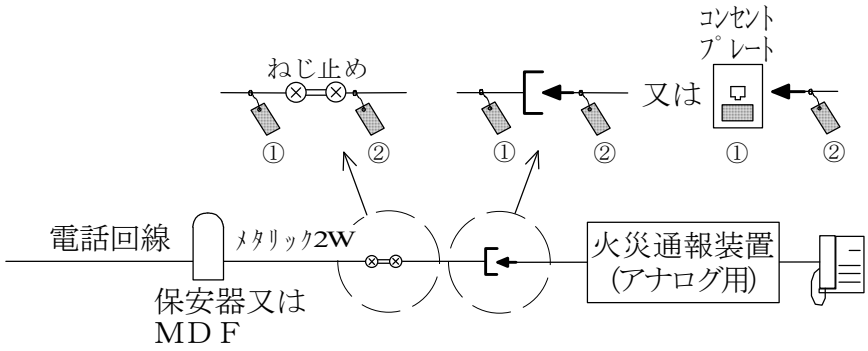

①　⑵ａの表示をすること。　　②　⑵ｂの表示をすること。

図９ｂ　電話回線に火災通報装置（アナログ用）とスプリッタを接続する場合

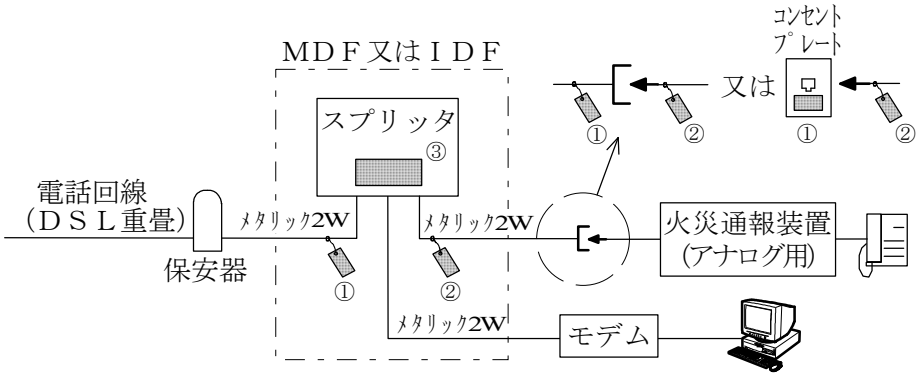

①　⑵ａの表示をすること。　②　⑵ｂの表示をすること。　③　⑴の表示をすること。

注）保安器はＭＤＦに設置される場合がある。

図９ｃ　ＩＳＤＮ64 回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合

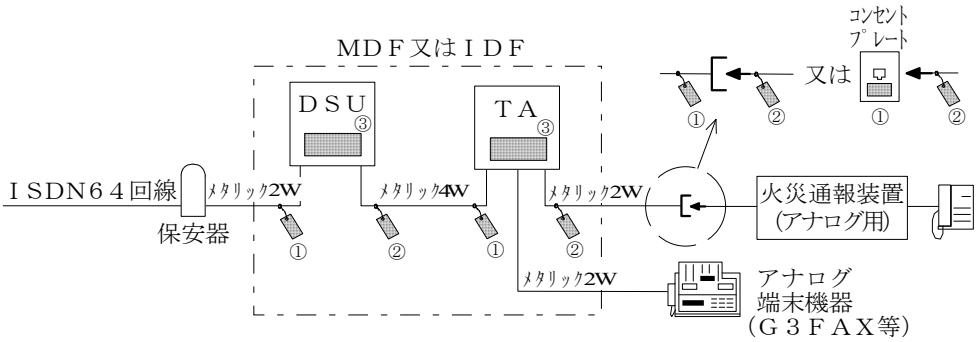

①　⑵ａの表示をすること。　②　⑵ｂの表示をすること。

③　⑴の表示をするとともに、３⑶ウで接続を禁止したＴＡの各端子には⑶の表示をすること。

注）保安器はＭＤＦに設置される場合もある。

図９ｄ　ＩＳＤＮ64 回線に火災通報装置（ＩＳＤＮ用）を接続する場合

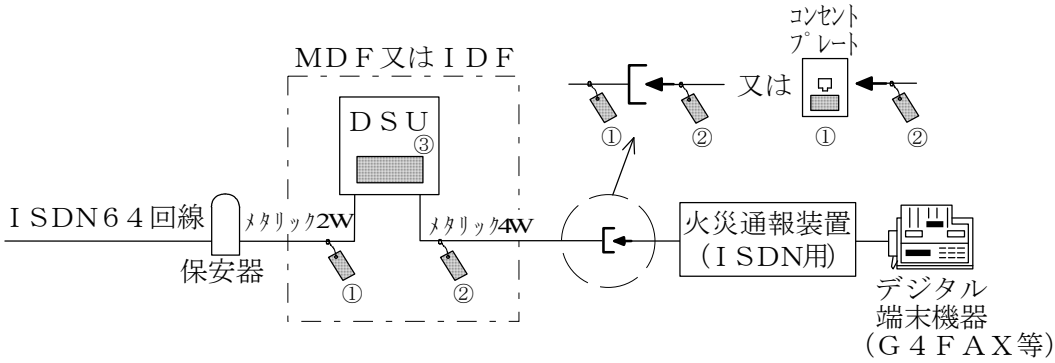

①　⑵ａの表示をすること。　②　⑵ｂの表示をすること。　③　⑴の表示をすること。

注１）デジタル端末機器（Ｇ４ＦＡＸ等）の接続（64kbps の端末機器一台に限る。）は火災通報装置（ＩＳＤＮ用）に他の端末機器を接続する機能がある場合に限る。

注２）保安器はＭＤＦに設置される場合がある。

6　蓄積音声情報に登録する電話番号

蓄積音声情報に登録する電話番号は、防災センター等に設置されている電話機の番号（火災通報装置に電話機が接続されている場合は、火災通報装置が接続されている回線の番号とすることができる。）とすること。◆

7　自動火災報知設備との連動起動

⑴　自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。◆

⑵　起動方式については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件である中継器からの火災表示信号又は発信機からの火災信号（以下「火災信号等」という。）と連動起動するものであること。◆

⑶　防火対象物全体の火災信号等により連動起動するものであること。ただし、特定共同住宅棟又は共同住宅特例を適用している防火対象物で、火災通報装置が設置されている部分と他の部分が明確に区分されており、早期の通報体制に支障がないと認められる場合は、当該火災通報装置が設置されている部分からの火災信号等による連動起動とすることができる。◆

⑷　連動起動する場合は、原則として次のアにより連動させるものとするが、当該工事を行う防火対象物の防火管理者等の関係者が、火災通報装置及び自動火災報知設備の取扱いに精通し、定期的に消防訓練を実施すると認められる場合においては、イにより接続させることができるもの。

なお、この場合は自動火災報知設備に精通した消防設備士（甲種第４類）が工事を行うこと。◆

ア　別箱で連動停止スイッチを新たに設ける場合にあっては、次によること。

(ｱ)　連動停止スイッチは専用のものとすること。◆

(ｲ)　連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。◆

(ｳ)　連動停止スイッチを受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けない物等受信機から電源が供給できない場合にあっては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。◆

イ　自動火災報知設備の受信機の移報停止スイッチを連動停止スイッチとして使用する場合にあっては、次によること。

(ｱ)　移報停止スイッチは、他の移報に使用しない火災通報装置専用であること。◆

(ｲ)　連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。◆

⑸　連動停止を行う場合は、点検時及び訓練時のみとし、常時は連動起動すること。◆

⑹　平成 27 年２月 23 日付け 26 予第 994 号「社会福祉施設等における火災通報装置と自動火災報知設備の連動及びその推進について（通知）」は廃止するものとする。◆

８　その他

⑴　屋内配線、スプリッタ及びＴＡ等は、火災通報装置の附属装置でないため、屋内配線、スプリッタ、ＴＡ等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しない。◆

⑵　火災通報装置の着工の際にあっては、火災通報装置の概要表を添付することとする。（別添２参照）◆

別添１　　「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（抄）
（平成８年８月 19 日付け消防予第 164 号）

火災通報装置用試験装置の基準

１　趣旨

この基準は、火災通報装置（アナログ用）に係る機器点検の際に用いる試験装置に係る基準を定めるものとする。

２　試験装置の構造及び性能

試験装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

⑴　火災通報装置が送出する 10ＰＰＳ若しくは 20ＰＰＳのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれの選択信号も受信することができるとともに、当該選択信号の数字を可視表示することができること。

この場合において、表示することのできる選択信号の桁数は、２桁以上であること。

⑵　選択信号を受信した場合には、直ちに呼出音を送出すること。

この場合における呼出音は、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号。以下「設備規則」という。）別表第５号の規定に適合すること。

⑶　通話電鍵、押しボタン、送受話器等を操作することにより、火災通報装置と通話ができること。

⑷　回線保留機能及び呼返機能を有するとともに、呼返電鍵を操作することにより、火災通報装置に呼出信号を送出できること。

この場合における呼出信号は、設備規則別表第４号の規定に適合すること。

また、呼出信号は、呼返電鍵を操作している間、連続して送出されること。

⑸　着信側（119 番）を話中状態とすることができるとともに、火災通報装置が送出した選択信号を受信し、話中音を送出できること。

この場合における話中音は、設備規則別表第５号の規定に適合すること。

⑹　回線に対し、常に直流電圧（42Ｖ以上 53Ｖ以下）を印加できること。ただし、前記⑷に規定する呼出信号の送出中は、この限りでない。

⑺　電話回線又は火災通報装置との接続端子は、６ピンコネクタのプラグユニットとすること。

３　表示

⑴　試験装置には、次の事項を見やすい箇所に表示すること。

ア　装置の名称

イ　型式記号（性能評定を受けたものにあっては評定番号を併記）

ウ　製造者名又は略号

エ　製造年

オ　取扱操作方法及び注意事項

⑵　試験装置の操作部分には、その名称及び操作内容を当該部分又はその周辺部分に表示すること。

別添２

火災通報装置の概要表

<table>
<tr><td rowspan="2">設置機器</td><td>品名</td><td></td><td>製造会社名</td><td></td></tr>
<tr><td>形式</td><td></td><td>認定番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">付属機器</td><td>品名</td><td></td><td>製造会社名</td><td></td></tr>
<tr><td>形式</td><td></td><td>認定番号</td><td></td></tr>
<tr><td>設置場所
※常時人のいる場所</td><td>本体</td><td></td><td>遠隔起動装置</td><td></td></tr>
<tr><td>自動火災報知設備の受信機の場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>自動火災報知設備との連動</td><td colspan="4">連動する　　連動しない</td></tr>
<tr><td>自動火災報知設備と連動する場合の蓄積音声情報</td><td colspan="4">ピン、ポーン・ピン、ポーン　“自動火災報知設備が作動しました。”
（フリガナ）
こちらは、岡崎市（オカザキシ）
電話番号は２２－１２３０（ニイニイ ノ イチニイサンゼロ）です。逆信してください。　蓄積音声時間　　秒</td></tr>
<tr><td>自動火災報知設備と連動しない場合の蓄積音声情報</td><td colspan="4">ピ、ピ、ピ・ピ、ピ、ピ　“火事です、火事です。”
（フリガナ）
こちらは、岡崎市（オカザキシ）
電話番号は２２－１２３０（ニイニイ ノ イチニイサンゼロ）です。逆信してください。　蓄積音声時間　　秒</td></tr>
<tr><td>本体から遠隔装置までの配線</td><td colspan="4">耐火配線　　耐熱配線
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>常用電源回路</td><td colspan="4">ブレーカーまでの専用回路　　コンセント使用の専用回路</td></tr>
<tr><td>電話回線種別</td><td colspan="4">アナログ回線　　デジタル回線</td></tr>
<tr><td>起動装置の設置高さ等</td><td colspan="4">本体部分　床面から　　m
遠隔装置　床面から　　m　　箇所</td></tr>
<tr><td>接続電話番号</td><td colspan="2"></td><td>代表電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>二次通報先</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　選択肢のある欄は、該当事項に〇を記すこと。
３　遠隔起動装置は、常時人がいる場所が複数ある場合には、本体設置場所以外に各所設置すること。
４　蓄積音声情報欄には、事前相談をした後、所在地、防火対象物名称及び代表電話番号等にフリガナを付け記入すること。また、電話番号に市外局番は入れないこと。
５　二次通報先欄は、管理について重要な職責者が、夜間、休日等において建物内にいない場合がある時には、通報順位、職氏名、電話番号等を記入すること。